

## 瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自助共助が安全安心なまちづくりの基盤であることに鑑み、夜間の犯罪を防止して明るく住みよいまちとするため、自主的にLED防犯灯を設置する町内会等又は連区自治会を支援するため、LED防犯灯の新設、取替え又は更新に要した経費に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新設 防犯灯が設置されていない場所に新たにLED防犯灯を設置することをいう。
- (2) 取替え 既に設置されている防犯灯（LED防犯灯を除く。）をLED防犯灯に取り替えることをいう。
- (3) 更新 既に設置されているLED防犯灯を、経年による劣化又は自然災害等による故障により取り替えることをいう。
- (4) 町内会等 町内会、自治会その他のこれに類する組織をいう。
- (5) 自治会等 町内会等及び連区自治会をいう。

### (補助対象)

第3条 補助金の交付対象となるLED防犯灯は、自治会等が新設し、若しくは更新し、又は連区自治会が取り替えるもので、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する道路等に面した場所に設置され、当該道路等を照らすものであること。
- (2) 夜間における犯罪の防止及び通行の安全を図ることを目的として設置するものであること。
- (3) 特定の広告物を照らさないものであること（市長がやむを得ないと認める場合を除く。）。
- (4) 一会計年度内に、第5条及び第11条に規定する申請をし、及び設置されたものであること。

### (補助金額)

第4条 市長は、予算の範囲内で次の各号に定める金額を補助するものとする。

- (1) 新設及び更新 新設及び更新に充てる予算金額を、新設及び更新に係る申請灯数の総数で除した額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とし、15,000円又は設置に要した額のいずれか低い額とする。ただし、市

長は、自治会等ごとの申請灯数に上限を設けることができることとする。

(2) 取替え 毎年1月1日現在の各連区の人口を同日の総人口で除した数に取替えに充てる予算金額を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を当該連区自治会ごとの上限額とし、取替えに要した額とする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項各号以外の方法で補助金額を定めることができる。

（新設又は更新に係る補助金の交付申請）

第5条 新設又は更新に係る補助金の交付を受けようとする自治会等は、次の各号に掲げる書類を市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 【新設・更新】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付申請書（第1号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

（新設又は更新に係る補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1号の申請書を受理し、補助金を交付すべきものと認めるときは、当該自治会等に【新設・更新】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、条件を付して交付の決定をすることができる。

3 市長は、前条第1号の申請書を受理し、補助金の交付を行わないと決定したときは、当該自治会等に【新設・更新】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（新設又は更新に係る変更申請）

第7条 前条第1項の補助金の交付決定を受けた自治会等（以下「補助金交付決定自治会等」という。）は、やむを得ない事情により、LED防犯灯の設置灯数等を変更する場合においては、【新設・更新】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、補助金交付決定自治会等に【新設・更新】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付変更決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請を承認しないときは、補助金交付決定自治会等に【新設・更新】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付変更不承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(新設又は更新に係る申請の取下げ)

第8条 補助金交付決定自治会等は、第6条第1項又は前条第2項による決定通知を受けた場合において、申請を取り下げようとするときは、【新設・更新】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金取下げ書(第7号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(新設又は更新に係る補助金の請求等)

第9条 補助金交付決定自治会等は、LED防犯灯設置工事が完了したときは、次に掲げる書類を市長にその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 【新設・更新】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金完了報告書兼請求書(第8号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第1号の報告書兼請求書を受理し、補助金を交付すべきものと認めたときは、これを交付する。

(取替えに係る補助金額の通知)

第10条 市長は、第4条第1項第2号により算定した各連区に配分する補助金額の上限を連区自治会に通知するものとする。

2 連区自治会は、前項の通知を受けたときは、各連区で定められた手続に従って、速やかに連区内の町内会等に対し、割り当てる金額を決定し、町内会等別割当て通知書により通知しなければならない。

(取替えに係る補助金の交付申請)

第11条 取替えに係る補助金の交付を受けようとする連区自治会は、次に掲げる書類を市長にその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 【取替え】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付申請書(第9号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(取替えに係る補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条第1号の申請書を受理し、補助金を交付すべきものと認めたときは、当該連区自治会に【取替え】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付決定通知書(第10号様式)により通知し、これを交付する。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、条件を付して交付の決定をすることができる。

3 市長は、前条第1号の申請書を受理し、補助金の交付を行わないと決定したときは、当該連区自治会に【取替え】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金不交付決定通知書(第11号様式)により通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付決定の通知又は交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(2) 申請書類等に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付を受けるに当たり、不正の行為があったとき。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

**【新設・更新】** 瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

連区自治会名 \_\_\_\_\_

町内会等名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

〒

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付を申請します。  
 なお、補助金額にかかわらず、下記灯数の防犯灯を設置することを誓約します。

記

補助申請灯数 \_\_\_\_\_ 灯

	設置場所	電柱の種類	補助種類	電柱番号
1灯目		中電・NTT・専用柱・他	新設・更新	
2灯目		中電・NTT・専用柱・他	新設・更新	
3灯目		中電・NTT・専用柱・他	新設・更新	

**【添付書類】**

設置場所位置図(地図のコピー可)

<注意事項>

- (1) この申請書は、防犯灯のなかった場所に新たにLED防犯灯を設置する場合又は既存のLED防犯灯を更新する場合に使用することができます。既存の防犯灯(LEDでないもの)をLED防犯灯に取り替える場合に使用することは認められません。
- (2) 防犯灯を取り付ける支柱が新設であるか既設であるかによる補助金額等の区別はありません。
- (3) 補助金額は申請灯数で按分しますので、多数の申請があった場合、補助金額が低くなる場合があります。本申請書を提出すると、補助金の決定額が低い場合であっても、申請した灯数を設置しなければなりませんので、着実な設置・更新計画を立てて申請してください。

様

瀬戸市長

【新設・更新】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付決定通知書

申請のありました瀬戸市LED防犯灯設置費補助金につきまして、下記のとおり交付することに決定しましたので、瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、通知します。

記

1灯目	円
2灯目	円
3灯目	円

<決定に付する条件>

- (1) 決定した灯数を設置してください。（3灯の交付決定の場合、3灯分の補助金額を使って1灯を設置することは認められません。）
- (2) 上記補助金は、防犯灯のなかった場所に新たにLED防犯灯を設置する場合又は既存のLED防犯灯を更新する場合に使用することができます。既存の防犯灯（LEDでないもの）をLED防犯灯に取り替える場合に使用することは認められません。

<注意事項>

工事完了後、瀬戸市LED防犯灯設置費補助金完了報告書兼請求書（第8号様式）及び添付書類を 年 月 日までに提出してください。

第3号様式（第6条関係）

防灯補第 ー 号

年 月 日

様

瀬戸市長

**【新設・更新】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金不交付決定通知書**

申請のありました瀬戸市LED防犯灯設置費補助金につきまして、下記のとおり交付しないことに決定しましたので、瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付要綱第6条第3項の規定により、通知します。

記

不交付理由

**【新設・更新】** 瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付変更申請書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

連区自治会名 \_\_\_\_\_

町内会等名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

〒

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により変更申請します。  
 なお、補助金額にかかわらず、下記灯数の防犯灯を設置することを誓約します。

記

変更後補助申請灯数 \_\_\_\_\_ 灯

	変更後設置場所	電柱の種類	補助種類	電柱番号
1灯目		中電・NTT・専用柱・他	新設・更新	
2灯目		中電・NTT・専用柱・他	新設・更新	
3灯目		中電・NTT・専用柱・他	新設・更新	

**【変更理由】**

**【添付書類】**

設置場所位置図(地図のコピー可)

様

瀬戸市長

【新設・更新】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付変更決定通知書

変更申請のありました瀬戸市LED防犯灯設置費補助金につきまして、下記のとおり変更を承認しましたので、瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、通知します。

記

1 灯目	円
2 灯目	円
3 灯目	円

<決定に付する条件>

- (1) 決定した灯数を設置してください。（3灯の交付決定の場合、3灯分の補助金額を使って1灯設置することは認められません。）
- (2) 上記補助金は、防犯灯のなかった場所に新たにLED防犯灯を設置する場合又は既存のLED防犯灯を更新する場合に使用することができます。既存の防犯灯（LEDでないもの）をLED防犯灯に取り替える場合に使用することは認められません。

<注意事項>

工事完了後、瀬戸市LED防犯灯設置費補助金完了報告書兼請求書（第8号様式）及び添付書類を 年 月 日までに提出してください。

第6号様式（第7条関係）

防灯補第 一 号

年 月 日

様

瀬戸市長

**【新設・更新】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付変更不承認通知書**

申請のありました瀬戸市LED防犯灯設置費補助金変更申請につきまして、下記のとおり承認しないことに決定しましたので、瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、通知します。

記

不承認理由

《自治会等⇒瀬戸市》

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

連区自治会名 \_\_\_\_\_

町内会等名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

〒

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

【新設・更新】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金取下げ書

年 月 日付け 防灯補第 一 号で交付決定のありました瀬戸市LED防犯灯設置費補助金につきまして、下記のとおり取下げしたいので、瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付要綱第8条の規定により取下げします。

記

取下げ理由

【新設・更新】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金完了報告書兼請求書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

連区自治会名 \_\_\_\_\_

町内会等名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

〒

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付決定通知書に基づき、LED防犯灯設置工事を完了しました。つきましては、瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付要綱第9条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

【補助請求額】 それぞれの防犯灯につき、実際に支払った額が交付決定額を下回った場合、実際に支払った額が補助請求額になります。

いずれかに○	A：実際に支払った額（税込）	B：交付決定額	C：補助請求額	AとBのうち 低い方の額
1灯目 (新設・更新)	円	円		円
2灯目 (新設・更新)	円	円		円
3灯目 (新設・更新)	円	円		円
合計補助請求額				円

【設置場所】 いずれかに☑をしてください。

- 交付申請書に記入した場所と同じ場所で設置をしました。
- 交付申請書に記入した場所と異なる場所で設置をしました。 ⇒⇒⇒ 設置場所位置図を添付してください。

【使用許可申請等】 内容を確認し☑をしてください。

- 設置する土地所有者等の許可を確認しました。

振 込 先	金融機関	銀行・信用金庫・農協								店
	口座番号	当座	普通							
	ふりがな									
	口座名義									

【添付書類】

- (1) 【新設・更新】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付決定通知書（第2号様式）の写し
- (2) 工事費領収書又は振込受付書（兼手数料受取書）の写し
- (3) 工事費請求書等の写し（1灯ごとの金額、照明器具の形式（LED灯等）、数量等が判別できるもの）
- (4) 振込先銀行口座通帳の表紙の写し（金融機関名、口座番号、口座名義が記載されているもの）

【取替え】 瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 瀬戸市長

連区自治会名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

〒

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付要綱第11条の規定により補助金の交付を申請します。

【町内会等別補助申請額】

No	町内会等名	補助申請額	No	町内会等名	補助申請額
1		円	7		円
2		円	8		円
3		円	9		円
4		円	10		円
5		円	11		円
6		円	12		円
配分金額		(市から通知のあった金額) 円	補助申請額合計		円

振 込 先	金融機関	銀行・信用金庫・農協					店
	口座番号	当座	普通				
	ふりがな						
	口座名義						

【添付書類】

- (1) 町内会等別のLED防犯灯設置場所一覧表
- (2) 工事費領収書又は振込受付書（兼手数料受取書）の写し
- (3) 工事費請求書等の写し（1灯ごとの金額、照明器具の形式（LED灯等）、数量等が半別できるもの）
- (4) 振込先銀行口座通帳の表紙の写し（金融機関名、口座番号、口座名義が記載されているもの）

第10号様式（第12条関係）

防灯補第 ー 号

年 月 日

連区自治会長 様

瀬戸市長

【取替え】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付決定通知書

申請のありました瀬戸市LED防犯灯設置費補助金につきまして、下記のとおり交付することに決定しましたので、瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付決定額 円

振込予定日 月 日

第11号様式（第12条関係）

防灯補第 一 号

年 月 日

連区自治会長 様

瀬戸市長

【取替え】瀬戸市LED防犯灯設置費補助金不交付決定通知書

申請のありました瀬戸市LED防犯灯設置費補助金につきまして、下記のとおり交付しないことに決定しましたので、瀬戸市LED防犯灯設置費補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、通知します。

記

不交付理由